

北本市地域防災計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
1	資-71	<p>地域防災計画の資料 9.4 地域避難所一覧の中で、第 7 地区にサンマンション北本多目的ホールの記載がありますが、当マンションの多目的ホールは、管理棟全体を災害対策本部としての活動拠点のために使用、また、管理棟には区分所有者の個人情報記載の重要書類等があり、使用に関して様々な制限があります。</p> <p>地域住民の皆様には「プレイロット」を開放し当マンション所有の大型テントを設置いたしますので、そのような形の修正をお願いできませんでしょうか？</p>	ご意見のとおり記述を変更します。
2		メールで意見するのに、ワードファイルの様式に入力するとは思いませんでした。	今後の業務の参考とさせていただきます。
3		このワード形式の書類をプリントアウトして紙ベースで管理し事務処理をするとしたら、非常に作業効率が悪いと思いました。	今後の業務の参考とさせていただきます。
4		膨大な量の防災計画書が PDF ファイル形式になっているため文字検索ができず、中身のチェックが非常に困難です。保存形式の見直しをお願いしたい。	今後の業務の参考とさせていただきます。
5	資-63 他	関係連絡先が固定電話になっているが、固定電話のほかの連絡手段の有無。職員関係機関との災害時の防災計画そのものの共有はしているのか？紙媒体か。データベースか。	代替手段として、衛生電話、無線等の活用を想定しております。また、地域防災計画は関係機関と紙媒体及び電子データにより共有しております。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
6	資料編 様式	<p>災害発生時の関係機関への連絡依頼方法は様式に則った書類でなければならないのか。紙に手書きでファックスするのか。効率の悪いワードファイルの表に入力するようになっているのか、手続きを重視するあまり、対応の遅れが生じる可能性があるのではないかと不安。</p> <p>ネットで手続きごとに簡単に必要事項を入力し、一斉に発信、情報共有できるようなシステム構築はしているのか？</p> <p>コロナの時は前時代的なファックスの活用で対応の遅れを招いたと問題視された。救急病院他への連絡先が固定電話とファックスになっているが見直しが必要ではないか。</p>	<p>様式は、あくまでも主要な情報を得るために目安としております。</p> <p>様々な状況を想定し、紙媒体、電子媒体どちらか一方に限定することなく、対応できるように今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>資料編の救急病院等の連絡先については、公開されているものを記載させていただいております。有事の際の情報収集や受け入れ要請には、固定電話やファックスのみに頼ることなく、消防本部と協力しながら連絡体制の構築に努めてまいります。</p>
7	2-5 2-27	公共施設の統廃合がすすみ半減した場合、広域避難所も半減するのか？市だけでは難しいが、広域避難所の体育館で雑魚寝を前提とした発展途上国の難民のような被災者の扱い方は抜本的に見直しが必要ではないか。	避難所につきましては、民間施設等との協定締結による確保や、市外へ避難すること等についても、他の自治体の先進的な取り組みを参考に、検討してまいります。
8	資料編 様式	あらゆる手続き書類が手書き、ファックス前提で作られているのではないか。これでは迅速な対応は難しいのではないか。情報共有も困難ではないか。能登の被災地の行政を垣間見た感じがしました。	様々な状況を想定し、紙媒体、電子媒体どちらか一方に限定することなく、対応できるように今後の業務の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
9	3-142	<p>1 被害想定の見直し</p> <p>(1) 被害想定について</p> <p>北本市防災会議では、震災対策として「関東平野北西縁断層帯地震」を想定し災害規模を見積り北本市地域防災計画改定(案)(以下「改定案」)を策定している。改定案第3編第6節では、最悪事態(シビアコンディション)への対応について事例を挙げて課題や対応について紹介している、</p> <p>シビアコンディションとして最悪の事態が認識されている以上、改定案が想定している被害規模に加えて、最悪の事態が発生した際に想定される被害規模を加味して、改定案を作成すべきではないか。</p>	<p>第3篇・第1章・第6節・第3に記載されている、特定地震として関東平野北西縁断層帯地震をターゲットに計画を進めてまいります。</p> <p>また、県の考え方にならい、主な最悪の事態をシミュレーションし、事例を示すことで防災関係機関や市民と共有してまいります。</p>
10	3-50	<p>(2) 災害発生に伴う停電が発生した場合の広報について</p> <p>携帯電話基地局の非常用電源の燃料は3日程度、バッテリーの容量は10時間程度だろうと推測される。携帯電話の基地局は利便性を考慮し多数設置されている。</p> <p>基地局の非常用発電機への燃料補給等は、作業員も被災されていることから平時の作業能力を発揮することは困難であるということを考慮すると、短期間に全ての基地局に対応することは不可能である。このようなことから、災害の発生直後に停電した場合、4日目以降携帯電話の基地局は電源を喪失する恐れがあり、スマホ等を利用した市民へ情報提供は機能しなくなることが考えられます。</p> <p>また防災行政無線(固定系)の子局も停電に伴い電源が喪失して使用できない場合があります。このような状態になった場合、どのような手段を用いて市民に広報しようと考えているのか。</p>	<p>第3編・第1章・第2節・第4・1・(2)に記載のとおり、防災行政無線、登録制メール、SNS、市ホームページ等、利用可能な手段を用いますが、長期間停電が発生し、広報手段がない場合は、広報車等による広報に努めてまいります。</p>

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
11	2-5	<p>(3) 関係機関への協定について</p> <p>関係機関と協定を締結することはよいことですが、協定を締結したから問題がないと判断しないこと。特に広域で災害が発生している場合、他の市町村も同様の協定を締結しており、結果的にはさいたま市、熊谷市及び川越市などの大規模な都市が優先されてしまい、北本市の発する情報が埋もれてしまい市民に情報が伝わらないことが考えられます。このような事が生じることを想定内として対策案を策定すべきです。</p>	<p>関係機関との協定については、協定を締結することを目的とせず、締結後についても、相互に信頼できる関係の構築に努めています。</p> <p>また、市民への広報は、防災行政無線、登録制メール、SNS、市ホームページ及び広報車等を活用して実施することを計画しております。</p>
12	1-7	<p>(4) 北本市防災会議の構成員について</p> <p>ア 北本市防災会議(以下「防災会議)の構成員に東日本電信電話株式会社埼玉事業部が指定されているが、移動通信関係の事業者が含まれていない。東日本電信電話株式会社埼玉事業部は固定電話の事業者であり、鴻巣電話局に職員が従事していることから災害に対して強くなっている。北本市内の電話回線は市内の無人の電話交換施設に集約されています。電話交換施設に障害が発生しても、鴻巣電話局の職員が対応可能ですので、早期に被害の回復が可能だと思われます。</p> <p>しかし、移動通信事業者の管理する基地局は多数あり、障害対応は移動通信事業者が指定する業者が対応することになるため速やかに復旧することは困難だと思われます。</p> <p>これらのこととを想定し市民への広報について対策を検討するため、移動通信事業者を防災会議の構成員に加えるべきではないか。</p>	貴重なご意見として、今後の構成の参考とさせていただきます。
13	1-7	<p>(4) 北本市防災会議の構成員について</p> <p>イ 通信が途絶した場合の対策等を検討するため学識経験のある者として、非常通信協議会等の通信の専門家を防災会議に加えるべきではないか。</p>	貴重なご意見として、今後の構成の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
14	2-13	<p>2 災害情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) アマチュア無線クラブについて</p> <p>ア 被害状況等の情報連絡系統(P2-11)及び(3)アマチュア無線等からの情報収集(P2-13)でアマチュア無線クラブと記載されているが、現在一般社団法人日本アマチュア無線連盟に登録された地域クラブの一覧を確認すると、北本市域で活動しているアマチュア無線家を統合するアマチュア無線クラブは存在しません。近隣の地域で活動しているアマチュア無線クラブとしては、鴻巣アマチュア無線連合会があります。</p> <p>同連合会は北本市内に支部を置いています。アマチュア無線クラブに協力を求めるということは、鴻巣アマチュア無線連合会に協力を求めるということと理解してよろしいか。</p>	第2編・第1章・第2節・第1・2・(3)アマチュア無線等からの情報収集に記載されているとおり、有線通信が途絶した場合、アマチュア無線クラブに限らず、タクシー無線局設置者や、バス事業者等の無線通信可能機関との協力体制を整備し、災害情報の収集に努める計画とさせていただいております。
15	3-47 3-48	<p>(1) アマチュア無線クラブについて</p> <p>イ アマチュア無線家は、基本的に個人で無線局を開設し運用していることから、アマチュア無線クラブが情報を収集した情報とは別に、直接災害対策本部に情報が伝達されることが想定される。この場合伝達された情報が輻輳する可能性があるが災害対策本部で対応するだけの能力があるか。</p>	第3編・第1章・第2節・第3・2・(1)及び3・(1)に「各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。」と記載のとおり、指定された者からの伝達は受けつけますが、アマチュア無線家個人からの伝達については、対応を想定しておりません。
16	3-47 3-48	<p>(1) アマチュア無線クラブについて</p> <p>ウ 前項記述のとおり、アマチュア無線家個人が情報を伝達する場合を考慮した場合、改定案の「アマチュア無線クラブ」の記述をアマチュア無線クラブ（アマチュア無線家）という記述に改めるべきではないか。</p>	No.15での回答のとおり、アマチュア無線家個人からの伝達については、対応を想定していないため、「アマチュア無線クラブ」の記述とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
17	3-47 3-48	(1) アマチュア無線クラブについて エ アマチュア無線家からの情報収集をアマチュア無線クラブで一本化をすることにこだわるのであれば、市役所職員でアマチュア無線を趣味にしている者がアマチュア無線クラブを設置し、災害発生時の情報窓口の一つとして平時より広報し、市民に周知させるべきではないか。	No.15 での回答のとおり、関係機関として「アマチュア無線クラブ」から、一本化した情報を収集できる体制の構築に努めてまいります。災害発生時には、様々な災害対応に、人員が必要になるため、アマチュア無線については、市の職員による対応については、考えておりませんが、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制の整備に努めてまいります。
18	2-12 3-50	(2) 報道機関との連携と臨時災害放送局の開設について ア 報道機関との連携(P2-12)は内容として問題はないが、大規模かつ広域に災害が発生した場合、報道機関との間で協定を結んでいても必要な情報が埋もれてしまい、市民に情報が届かない恐れがある。 このようなことから、大規模かつ広域に災害が発生した場合、躊躇することなく臨時災害放送局を開設し、情報伝達に努めるべきではないか。	第3編・第1章・第2節・第4・1・(1)に記載のとおり、防災行政無線、登録制メール、SNS、市ホームページ及び広報車等を用いて広報に努めてまいります。また、臨時災害放送局の開設については、今後の業務の参考とさせていただきます。
19	1-12 3-50	(2) 報道機関との連携と臨時災害放送局の開設について イ 臨時災害放送局の設置に際して、放送機材の提供を受ける必要があるため、改定案「指定地方行政機関」の関東総合通信局(P1-12)の(3)を次のように改めるべきではないか。 改定案 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等 変更 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び災害対策用電源車等	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。 臨時災害放送局開設の計画に合わせて、記載内容について検討してまいります。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
20	1-14 3-50	<p>(2) 報道機関と連携と臨時災害放送局の開設について</p> <p>ウ 関東総合通信局が保有している臨時災害放送局用機器には数に限りがあるため借りることができなかった場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKさいたま放送局 ・(株)エフエムナックファイブ ・フラワーラジオ(鴻巣市東1-1-25) ・日本コミュニティ放送協議会 <p>から予備の放送機器を借りられるよう協定を締結するべきではないか。</p> <p>なお、大規模かつ広域で災害が発生した場合、鴻巣市はフラワーラジオを臨時災害放送局に指定する旨総合通信局に申請すると推測される。</p>	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。臨時災害放送局開設の計画に合わせて、協定締結を検討してまいります。
21	2-13	<p>(3) 防災行政無線の整備・強化</p> <p>ア 防災行政無線の整備・強化(P2-13)は内容として問題はないが、放送内容が聞きとりづらい場所があるため、地域住民の避難指揮に当たる自治会長及び自主防災組織の代表者、避難した住民を受け入れる避難所の施設にそれぞれ戸別受信機を配布するべきではないか。</p>	電話や、市ホームページ、登録制メール等で内容を確認できること、及び財政的な理由から、戸別受信機の導入は現在のところ予定はありません。
22	2-13	<p>(3) 防災行政無線の整備・強化</p> <p>イ 市役所庁舎が被災し、災害対策本部が代替施設に移転した場合、防災行政無線を使用することは可能か。</p> <p>防災行政無線(固定系)のアンテナは市役所庁舎に設置されているため、放送を行うため被災した市役所庁舎に入る事は危険である。代替施設から遠隔操作で放送ができるよう対策はされているのか。</p>	市役所庁舎が、災害対策本部を代替施設に移転するほど被害を受けた場合、御意見のとおり庁舎には立ち入らず、埼玉県央広域消防本部からの操作による、防災行政無線の放送も可能です。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
23	2-13	<p>(3) 防災行政無線の整備・強化</p> <p>ウ 防災行政無線(固定系)の子局について、停電が発生して電源が枯渇した場合に点検業者の作業が間に合わないことが考えられる。このような場合に備えて、あらかじめ予備のバッテリーを保管しておき、災害対策本部員による自助活動としてバッテリーを交換するなど、防災行政無線(固定系)の子局維持計画を策定すべきではないか。また、点検業者に対して災害発生時に応急的に災害対策本部員が予備のバッテリーと交換してもよいという協定を締結すべきではないか。</p>	予備バッテリーのランニングコストやバッテリー交換作業の安全性等を含め、個別具体策検討の参考とさせていただきます。地域防災計画の決定事項ではございませんので、貴重な意見としてお聞きします。
24	2-110 3-36	<p>3 災害ボランティア活動のための環境整備、ボランティアとの連携</p> <p>ア 臨時災害放送局を開設する場合、第1級、第2級陸上無線技術士及び第1級総合無線通信士の無線従事者資格を保有する者を配置しなければならない。</p> <p>このことから、専門職ボランティアの組織化(P2-110)の「主な専門職ボランティア」の表にある「アマチュア無線技士」、「ボランティアの種別」(P3-36)の専門ボランティアの区分で資格、職能を有しているものとして「アマチュア無線技士を一般的な名称である「無線従事者」にそれぞれ改めるべきである。</p>	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。臨時災害放送局開設の計画に合わせて、記載内容について検討してまいります。
25	3-36	<p>イ ボランティアの種別(P3-36)の専門ボランティア資格、職能を有しているものに記載されている内容に対して、専門ボランティアの登録の項にある「主な専門ボランティア」が一致していない。「医師」及び「看護師」を医療ボランティアとしてまとめるのは構わないが、資格や職能を有しているものにあげられていながら対応するボランティア業務が表示されていないので、整合を取り対応する専門ボランティアの業務を追加るべきではないか。</p>	ご意見のとおり追記します。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
26	2-110 3-36	ウ アの項で「無線従事者」に対応する専門ボランティアとして、「臨時災害放送局の開設及び運用に関するボランティア」、アマチュア無線家による「非常通信の補助ボランティアを追加してはどうか。	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。臨時災害放送局開設の計画に合わせて、記載内容について検討してまいります。
27	3-20 3-50 3-92 3-97 3-99	4 広報活動 広報活動について、「臨時災害放送局を開設した場合は、臨時災害放送局でも放送を行う。」との文言を次の項目についてするべきではないか。 ア 住民への情報伝達として、「テレビ、ラジオを通じての情報伝達」(P3-20) イ 「災害広報の方法」 (P3-50) ウ 外国人の安全確保として「情報提供」(P3-92) エ ライフラインの応急対策として「被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報」(P3-97) オ 公共施設の応急復旧として「被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報」(P3-99)	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。臨時災害放送局開設の計画に合わせて、記載内容について検討してまいります。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
28	3-148	<p>5 シビアコンディション</p> <p>「デマやチェーンメールは新たな災害」(P3-148)の対策の方向性に、「電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策(携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等)を推進する。」とある、協力するのは構わないが民間企業であるため電力事業者や通信事業者にも限度(費用対効果等)がある。携帯電話の基地局を増設した場合、非常用発電機等への燃料補給をする場所が増加することになり復旧に時間がかかることにもなりかねない。また、復旧作業を行うのは下請け業者であり、作業員も被災されていることを考えると、普段の能力を100%発揮できると期待してはならない。</p> <p>デマやチェーンメールを防止するのであれば、災害対策本部(場合によっては災害対策本部長)が自ら発信すべきである。そのための手段として臨時災害放送局を開設することは有効な手段だと思われる。</p>	広報車等による伝達を考えているため、現時点では臨時災害放送局については、考えておりません。
29	2-34 3-101	<p>6 帰宅困難者の一時滞在施設について</p> <p>(1) 帰宅困難者の一時滞在施設として、</p> <p>第1候補 文化センター</p> <p>第2候補 東部公民館</p> <p>第3候補 北本高校</p> <p>(P2-34)としているが、一時滞在施設の開設(P3-101)では、第3候補の北本高校の記述がなく、整合がとれていない。</p>	ご意見のとおり第3候補「北本高校」を追記します。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
30	2-34	<p>(2) 災害対策本部の代替施設</p> <p>帰宅困難者の一時滞在施設のうち、第1候補の文化センターは市庁舎が被災した場合の代替施設に定められている。また、第2候補の東部公民館は第3地区の地域避難所に指定されている。このような状況において、帰宅困難者の一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れる事(滞在場所、食料、飲料水、毛布等)が可能なのか。</p>	第1、第2候補で収容できない災害時において、第3候補「北本高校」を一時滞在施設としています。
31	2-2 3-98	<p>7 市庁舎が被災した場合の代替施設について</p> <p>(1) 市庁舎が被災した場合の代替施設について、電話等の配線を行う必要があるが、技術者以外のものでも容易に配線を行うことができ、電話局に依頼すれば、瞬時に市庁舎で使用している電話番号(加入電話、内線電話)で使用することができるようになっているのか。</p>	代替施設は、市長の指示する公共施設としておりますが、災害対策本部としての機能の整備を図ってまいります。
32	3-98	(2) 代替施設に市の機能が移転した場合、市民に対する行政サービスの窓口はどこに設置されるのか。	行政サービスの窓口については、利用可能な施設を選定し、対応してまいります。
33	2-92	(3) 代替施設への移転訓練を実施したことはあるのか。	第2編・第3章・第2節に記載のとおり、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練を取り入れ、緊急度、重要度の高い訓練からの取り組みに努めております。
34	3-79	<p>8 誤記訂正</p> <p>(1) 指定給水場所での給水(P3-79)の指定給水場所一覧を次のように訂正する。</p> <p>誤 栄小学校</p> <p>正 旧栄小学校</p>	ご意見のとおり、表記について修正します。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
35	資-35	(2) 災害時応援協定一覧【消防関連】(P 資料-3 5)の名称「協定書(防災行政用無線局(固定系)遠隔制御装置の設置及び運用)」の協定締結先に「吹上町」及び「川里村」が含まれています。鴻巣市役所の支所が設置されていて、鴻巣市役所本所とは独立して遠隔操作できるのであればこれでも構わないのですが、注釈を付けた方が良いと思われます。	現在、鴻巣市に含まれるため、表記について削除します。
36	1-4	第1編・第1節・第1・4・(4) 広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるとあるが具体的な目標設定と具体的な活動予定は有るのでしょうか。	地域防災計画は、第1編・第1節・第1・2に記載のとおり、基本的かつ総合的な計画を記載したものであり、具体的な事業計画の基となる内容を記載しております。そのため、具体的な事業内容や目標値については、年度ごとの予算や事業の進捗状況を鑑みて検討いたします。
37	1-19	第3節・第1・2・(2) HUGを取り入れていただき多くの方が体験され、実際の災害時に迅速な救助活動、避難所開設が出来るように実施をお願い致します。	第1編・第3節・第1・2・(2)に記載のとおり、災害図上訓練(DIG)や避難所開設・運営訓練(HUG)を取り入れ実践的な訓練の実施・普及に努めてまいります。
38	1-20	第3節・第2 自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとあるが具体的な活動目標とかは有るのでしょうか。	具体的な取り組みについては、地域の実情に応じて最も有効と考えられるものを検討してまいります。
39	2-5 2-6 2-7	第2編・第1節・第2・2 一般社団法人日本産業・医療ガス協会と「災害時の医療ガスの供給に関する協定」を締結いただきたい。 災害、停電時に在宅酸素療法している者は人工呼吸器が止まると生命維持の危険にさらされる。酸素ボンベが最後の砦になる、その酸素ボンベ供給迅速に出来るよう体制準備をお願い致します。	記載されている内容は、現時点での協定についてですでので、今後の業務の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
40	2-100	第3章・第3節・第1・1・(1)・キ 要配慮者で個別避難計画を知らない方が多い。関係者を通じ積極的に周知し作成を促すようにお願い致します。	ご意見のとおり、地域防災計画に則り、個別具体策の検討に努めてまいります。
41	2-100	第3章・第3節・第・(2) 避難行動要支援者の安否確認を行う体制構築を早く確実なものをお願い致します。	ご意見のとおり、今後の業務の参考とさせていただきます。
42	2-101	第3章,第3節・第1・2・(2) 医療的ケア児・者の防災訓練実施を早急にお願い致します。	ご意見のとおり、地域防災計画に則り個別具体策の検討に努めてまいります。
43	3-89 3-90 3-109	第3編・第1章・第3節・第3・5 要配慮者に合わせた避難所を考えていただきたい 医療的ケア児・者は生命維持装置や人工呼吸器を使用するので発電機を使用すると排気ガス・騒音が発生するので他者に迷惑を掛けてしまう。また免疫力が低く感染症で重症化しやすい、医療行為が有るので高い衛生環境を必要とするので専用の場所を提供いただきたい。	第3編・第1章・第2節・第15・2・(2)記載のとおりの配慮内容を盛り込んでおります。
44	3-89 3-90	今回の能登半島地震でも自閉症のお子さんが避難所で、うるさいと言われ、いたたまれなく避難所を出て行った問題が有る。このようなトラブルを防ぐためにも障がいの有る方、医療のある方、個々の特性を配慮した避難所を考えていただきたい。	第3編・第1章・第2節・第15・2・(2)記載のとおりの配慮内容を盛り込んでおります。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
45	2-20 2-21	人工呼吸器使用者、医療的ケア児・者の医療インフラについて 人工呼吸器使用患者、医療的ケア児がかかっている病院は災害拠点病院になっており、今後30年以内に70%発生確率の東京湾北部地震発生時には首都圏の負傷者で診てもらう事は出来ないと思われる。埼玉県、医師会に働きかけいただき近県の病院で診てもらえるよう体制を作っていただきたい。人口呼吸器使用患者は避難入院が出来るようお願い致します。	今後の業務における参考とさせていただきます。
46	2-98	停電時に生命の危険にさらされる人工呼吸器患者のリストは作成されているのでしょうか、リストが有る場合は連絡先を把握しているのでしょうか。	避難行動要支援者名簿の作成に努めておりますので、今後の業務の参考とさせていただきます。
47	1-3	人口減少、高齢化が進む中で、避難行動要支援者(高齢者)が増える一方で避難支援関係者は減少していき支援者の負担が増加するが、市として対応策とか考えているのであれば教えていただきたい	第1編・第1節・第1・4・(2)のとおり、計画の効果的な推進に努めてまいります。
48		当マンションは災害時には原則、自宅籠城避難が原則と考えていますが、災害の状況により後述する懸念事項があり、市として、ご対応をお願いしたい。また、市で定めている地域避難所第5地区・当団地内の「ワコーレ集会室」となっている。「ワコーレ集会室」は発災時にワコーレ防災会が団地内安否確認等の本部として使用する「ワコーレ集会室」であることを前提としている。 懸念事項と対応をお願いしたい事項 (1) 市地域防災計画（案）に盛り込んでいただきたい「水害に関する前提条件と後に続く水害各種対策と水防計画」 ⇒別意見書で提出	別意見書で回答

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
49	3-78 ～3-87	<p>(2) 広域避難所と同等の公助を受けられるような計画を盛り込んでいただきたい。</p> <p>① ワコーレは大規模団地であり概ね 800 世帯以上の住民が自宅避難する事になり総人数も 1,000 名を超える。高齢者も多い。と、ご認識ください。 避難期間が長引いた際の水、食料（炊き出し物資含む）の配布。</p> <p>② （可能な限り）市対策本部人員数名の配置、簡易トイレ、仮設トイレ設置、自衛隊提供の入浴施設等、各種災害物品＆施設の仕向け先として計画してほしい。</p> <p>③ 自宅避難であるため広域避難所向けの毛布やプライバシー保護目的の段ボール仕切りの数量は避難住民数と比例する数量までは必要ないかもしれない。ただし洪水災害の場合、地上階1階～2階まで（GL から概ね 5 mまでの部屋）の住民は、浸水により同敷地内の共有施設に避難する場合があり、少ない割合での段ボール仕切りや災害用毛布等の提供は計画に盛り込んでほしい。</p>	第3編・第1章・第2節・第12給水活動及び第13食料の供給、第14生活必需品等の供給・貸与に記載するところの計画としており、今後の業務の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
50	2-10 ～2-13	<p>(3) 災害有事の際、地域避難所のワコーレ団地から「市対策本部とのコミュニケーション」、「消防事案」、「救急事案」、「防犯事案」等への通報ができない場合（固定電話、携帯電話の不通が長引き、連絡手段が途絶した場合の意）の情報伝達手段について、(案)では、デジタル簡易無線、行政無線、消防無線（消防団含む）、バス無線、タクシー無線、非常時アマチュア無線の利用を記している。</p> <p>① 各種無線機や、利用手引書の用意はあるのか？ワコーレ地域避難所への無線機と利用手引書を平時（事前）の内に貸与、およびデジタル簡易無線機の周波数帯用の空中線（アンテナ）の設置を無線機本体と同様に平時（事前）の内に貸与＆屋上への設置（空中線）を検討してほしい。</p> <p>② または、行政無線利用一式の機材をワコーレ地域避難所への貸与設置を検討いただきたい。</p> <p>③ ①～②の機材使用時（固定電話、携帯電話不通時）に、市対策本部で無線通信を受けられる体制は計画されているか。併せて消防署（消防、救急事案双方）、警察署側で無線通信を受けられる体制（無線従事者が当方からの通信を受信・やり取りを展開できる体制）の計画を盛り込んでいただきたい。ワコーレ自宅避難数、避難戸数を考慮した場合、無線による市、消防、警察とのコミュニケーションが途絶する事は当地区が陸の孤島になりかねない事に懸念がある。</p>	今後の業務の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
51	1-27	<p>1 第一編 総則第4節 2 水害■水害履歴（頁1-27）に、2017年10月の朝日二丁目地区（ワコーレ敷地への水流入等）水害に関する記述が抜けている。市資料への追記と当該頁への記載を希望する。</p> <p>理由：豪雨、河川の氾濫による自然災害に端を発した洪水に倣する水害であった。記録がない事で、後述の水防計画にも漏れおよび抜けがある。</p> <p>また、近辺には「県道下石戸上菖蒲線（当時、同様に水没）」が通っている事と、同地区には「クリーンセンターあさひ」があり、同施設の稼働停止、ひいては損壊による処理中途処理水の外部流出についても懸念がある事を認識いただきたい。</p> <p>2 1. に関連する「認識漏れ」として指摘させて頂き、改訂防災計画に盛り込む事を希望する。</p> <p>なお、この意見書では、北本市（案）の記載事項すべてを網羅しきれない。市ご担当者には改めて当地区の水害に関する見直しと2017年に被災している事を認識していただきたい。</p> <p>(1) 第一編 総則第5節 第2浸水想定 1 浸水想定河川名に荒川のみの記載で、赤堀川の記載が漏れている（頁1-44）。記載がないことで有事の際の諸処の対応が遅れる事が懸念される。</p>	ご意見のとおり、改定案の地域防災計画には、第1編・第4節・第1・2水害■水害履歴に、2017年10月23日から24日の台風21号による朝日地内の履歴と2019年10月12日から13日の台風19号による高尾地内及び石戸宿地内の浸水履歴を記載しております。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
52	1-44 1-46 1-52	(2) 第一編 総則第5節 第4防災方針 2水害 (1) 水害対策の基本的な考え方 で、冒頭記載の「市の水害対策」で、市は「荒川が氾濫した場合を想定」のみとなっている。赤堀川の越水や氾濫を追記願いたい。今後、想定外の降雨が発生した場合、同地区の低い標高が起因し、北本市東地区的排水しきれない下水や降雨。同地区近隣鴻巣市からの降雨の流入による洪水の懸念があり、市として西側荒川流域のみを意識した水害対策としている事に、大きな懸念を感じる。2017年10月の洪水を市として失念している可能性があり、見直しをすべきである。(水は高いところから低いところへ流れる(頁1-52))。なお、資料編・資料集(頁 資料-43:重要水防区域の記載によると赤堀川の重要度階級Bは、荒川と相違ないことが確認できる)	第1編・第5節・第2・1の浸水想定河川には赤堀川の記載はありませんが、続く2の浸水想定区域に、赤堀川に沿った地域の浸水想定について記載しております。 災害の際の対応についても、荒川流域のみをではなく、市内全域について計画しております。
53	3-155 3-178	(3) 前述のように、赤堀川が氾濫する事による洪水(水害)を、市としての「低い認識」が起因して、第3編 災害応急対応計画<第2章 風水害応急対策>第2節 警戒活動期の災害応急対策活動>4 水防活動(1)事前準備のうち「事前措置(頁 3-178)」が遅れる可能性があり懸念している。 2017年10月の水害を上回る水害発生時には、マンションの1~2階の水没、クリーンセンターあさひの被災、同地区の大型工場の被災⇒損壊(万が一の2次災害)を防ぐ計画としてほしい。	前項までに回答したとおり、地域防災計画には総論として市内全域について記載しており、第3編・第2章・第1節・第1・1の【風水害対策】活動体制と配備基準に、「赤堀川・江川が溢水し、局地的災害が発生し、又は発生が予想されるとき」には、「災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する」旨を盛り込んだ、赤堀川に沿った地域も含む計画としております。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
54	2-18	<p>第4 医療救護体制の整備の表中</p> <p>「1 防災医療システムの整備」については、県が行っているので、「1 防災医療システム調整・把握」とするのは如何か</p> <p>「3 後方医療体制の整備」についても同様のため、「3 後方医療体制の調整・把握」とするのは如何か</p>	ご意見のとおり表記について修正します。
55	2-19	<p>1(2)通信機器の整備</p> <p>⇒「通信手段」もしくは「通信体制」としたほうが良いと思う。</p>	ご意見のとおり表記について修正します。
56	2-19	<p>2 初動医療体制の整備</p> <p>■負傷者搬送体制の流れにおいて、一次搬送、二次搬送等の用語が出てくるが、現在、一次搬送等と言わないと思う。</p>	ご意見のとおり表記について削除します。
57	2-20	<p>2 の(1)のア 救護所の整備</p> <p>災害現場における迅速な対応できる環境体制の整備として、近年は、公共施設ではなく、医療機関の敷地内に救護所を設置する動きが多くなってきているので、「公共施設」を「公共施設等」に変更したほうが良いと思う。</p>	ご意見のとおり表記について修正します。
58	2-20	<p>2 の(1)のイ 医療救護班の編成、出勤</p> <p>「本市を含む北足立郡市の区域では」を削り、「医療救護班」を「保健医療活動チーム」に、「桶川北本伊奈地区医師会」を「県」ではないか。</p>	ご意見のとおり表記について修正します。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
59	2-21	4 要配慮者に対する医療対策において 「被災家屋」を「被災家屋等」に修正が望ましいと考えます。要配慮者は避難所や被災家屋にいる人ばかりではないのではないか。 また、「寝たきり」の記述の削除、発達障がい者（自閉症）を「発達障がい者（自閉症等）」に修正するのが望ましいと考えます。	ご意見のとおり表記について修正します。
60	2-21	4 の(1)巡回健康相談体制の整備 「在宅療養者」を「在宅避難者等」に変更したほうが良いと考えます。(1)の上に記載しているリード文を考慮すると在宅療養者ばかりではないので。	ご意見のとおり表記について修正します。
61	2-21	4 の(2) メンタルケア対策 「医師会等」を「県等」に変更したほうが良いと考えます。	ご意見のとおり表記について修正します。
62	2-21	4 の(3) 透析患者への対策 「透析患者への医療を確保するため」を「透析患者への医療を確保するため、医療機関等が整備した体制をもとに」、「の協力体制について、医師会等関係機関と協議を行った上で、整備を図る」を「を協力して行う」に変更したほうが良いと考えます。	ご意見のとおり表記について修正します。
63	2-50	3 感染症患者に対する医療提供体制の確立 市の権限で行える事項ではないので、削除したほうが良いのではないか。 (診療体制の確保や患者の搬送体制の確立は県等の管轄)	ご意見のとおり表記について削除します。
64	3-56	「2活動要領」の「(1)基本方針」の「救急救助の基本方針」に記載する表については、消防本部の出典元はあるのか。	この基本方針は、県の地域防災計画【第2編震災対策編 第2章施策ごとの具体計画 第6 医療救護等対策 <応急対策>】に掲載されている<イ>救急救助における活動を参考に、本市の方針として掲載しております。

No.	頁	意見（要旨）	市の考え方
65	3-57	<p>「2活動要領」の「(4)実施要領」の「イ救出活動」の「四角囲み」中 ➤医療機関との連絡協調</p> <p>傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、桶川北本伊奈地区医師会を通じ消防本部に随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとすると記述されているが、桶川北本伊奈地区医師会の前に、「E M I S（広域災害救急医療情報システム）や」を入れたほうが良いと考えます。</p>	ご意見のとおり表記について修正します。